

京都市告示第 51 号

生活保護法第 55 条において準用する同法第 49 条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第 14 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第 14 条第 2 項第 3 号に規定する医療支援給付のための施術を担当させる者を、次のとおり指定しました。

平成 30 年 4 月 10 日

京都市長 門川大作

施術者指定

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
山崎 加奈	アルケル在宅鍼灸マッサージ	上京区主税町 8 2 6 番地 2 8	平成 30 年 3 月 13 日
土谷 尚大	京都中央整骨院／はり灸院	上京区西北小路町 2 3 3 メ サヴェルデ今出川 1 0 1 号室	平成 29 年 4 月 1 日
松田 安功	四つ葉マッサージ	中京区西ノ京職司町 2 - 3	平成 30 年 2 月 1 日
福田 啓志	ひろ鍼灸整骨院	下京区中堂寺庄ノ内町 5 0 - 1 4	平成 30 年 3 月 5 日
星本 眞吾	花楽接骨院	南区唐橋花園町 9	平成 30 年 3 月 20 日
柿本 知史	SOL 整骨院 西京極院	右京区西京極大門町 1 2 番地 5 8	平成 30 年 3 月 28 日
三浦 克彦	みうら鍼灸整骨院	右京区太秦安井一町田町 1 0 - 8 9	平成 30 年 3 月 27 日
藤田 鈴香	河山どんぐり鍼灸整骨院	右京区太秦中筋町 1 2 グラ ンビュウ太秦 2 号室	平成 30 年 3 月 27 日
光岡 弥須之	あゆむ整骨院	右京区太秦多藪町 1 9 - 9 シャルマン太秦 1 0 1	平成 30 年 3 月 29 日
吉岡 憲一	スマイル七条接骨院	右京区西京極東町 4 6 - 1	平成 30 年 3 月 29 日

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
安田 和夫	訪問マッサージKEIRO W伏見中央ステーション	伏見区深草西浦町6丁目74 番地 Deft 深草1階	平成30年3月 1日

(保健福祉局生活福祉部生活福祉課)